

(資料提供)

令和3年6月29日

生活環境部温暖化・里山対策室

担当：小林

外線：076-225-1462

内線：4211

令和3年度石川の森整備活動CO₂吸収量認証制度に係る 森林整備活動の募集について

県では、企業や団体等による森林整備活動を推進するため、県内で社会貢献活動として実施された森林整備活動により、その森林が1年間に吸収すると考えられる二酸化炭素(CO₂)の量を数値化して認証する制度を、平成20年度より実施しています。

本制度について、下記のとおり今年度の申請を受け付けます。

記

1 申請期間

令和3年7月1日(木)～令和3年10月29日(金)

2 申請方法

申請書を県ホームページよりダウンロードし、必要書類を添付の上、石川県生活環境部温暖化・里山対策室へ提出。

→石川県生活環境部温暖化・里山対策室HP(申請書・手引き等が掲載されています)

【石川の森整備活動CO₂吸収量認証制度について】

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/ontai/shinrin/index.html>

3 制度の概要

別紙のとおり

(参考)

令和2年度CO₂吸収量認証実績

- ・ 森林整備活動CO₂吸収証書交付団体 18団体
(二酸化炭素吸収量 60.7トン)
- ・ 森林整備サポート活動CO₂吸収証書交付団体 1団体

石川の森整備活動CO₂吸収量認証制度の概要

1 目的・趣旨

社会貢献活動として森林整備活動を実施した際に、その活動の社会に対する貢献度を数値化して認証し、もって森づくり活動を推進することを目的とする。

2 申請資格

- ① 石川県内の森林において、営利を目的としない森林整備活動を、申請日前の1年間以内に実施した企業、団体など（以下、「企業等」という）であること。
- ② 森林整備活動を実施する企業等は、森林所有者と森林の使用に関する協定などの文書を取り交わしていること。
または、森林所有者と森林の使用に関する協定などの文書を取り交わしている企業等と、その活動のサポートに関する協定などの文書を取り交わしていること。
- ③ 対象となる森林の面積が0.3ha以上であること。

3 森林整備活動の内容

植栽、下刈り、除伐、枝打ち、間伐

4 調査・算定

- ① 県は、企業等から認証申請書の提出があった場合には、現地調査を行い、別に定める算定要領により、CO₂吸収量の算定を行う。
- ② 他団体が行う森林整備活動のサポート活動を実施した企業等から申請があった場合は、「森林整備サポート活動を実施した森林の吸収量」として認証する。

5 認証

- ① 知事が算定結果を踏まえ認証を行う。
- ② 知事は、整備内容やCO₂吸収量等を記載した認証書を交付するとともに、認証状況を県のホームページに掲載する。
- ③ 認証書の発行手数料は無料。
- ④ 算定されたCO₂吸収量は、森林整備活動を実施した森林の成長量を数値化したものの。

6 広告・宣伝等への利用

森林整備活動を実施した森林において認証されたCO₂吸収量について、企業等は認証書を社会貢献活動の証しとして、広く広報活動に用いることができる。ただし、認証書に記載されたCO₂吸収量を取引することはできない。